

第24回環境社会配慮諮問委員会 議事録

開催概要

日時:2022年12月19日(月) 14時00分～16時00分

形式:ハイブリッド形式(リアル会場:ジェトロ本部5階展示場)

議事次第:

1. 挨拶 理事 仲條 一哉

2. 議題

(1)テーマ:「ビジネスと人権と環境社会配慮」

報告者:アジア経済研究所 新領域研究センター長 山田 美和

(2)テーマ:「ジェトロ第6期中期計画の検討状況」

報告者:ジェトロ企画部 主幹 田中 一誠

(3)第23回諮問委員会における意見を踏まえた検討課題

報告者:ジェトロ総務部 環境社会配慮審査役 内場 茂之

(4)ガイドライン改定WGの設置提案について

報告者:ジェトロ総務部 環境社会配慮審査役 内場 茂之

3. 出席者

(委員)

原科 幸彦	千葉商科大学学長 (東京工業大学名誉教授):委員長
塩田 正純	元工学院大学教授
村山 武彦	東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系教授
柳 憲一郎	明治大学名誉教授、研究・知財戦略機構研究推進員
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)フェロー
田辺 有輝	特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター理事
高梨 寿	一般社団法人 海外コンサルタント協会 前専務理事
宮崎 章	一般社団法人 産業環境管理協会 参与
小島 岳晴	独立行政法人国際協力機構審査部 環境社会配慮監理課課長

(ジェトロ)

仲條 一哉	理事
木村 洋一	総務部長
小栗 道明	総務課長
三根 伸太郎	総括審議役
粕谷 修司	企画部主幹
田中 一誠	企画部主幹
平井 利長	ビジネス展開・人材支援部 総括審議役
高野 光一	ビジネス展開・人材支援部 主幹
山田 美和	アジア経済研究所新領域研究センター長
内場 茂之	総務部主幹/環境社会配慮審査役
作本 直行	環境社会配慮専門家

議事内容

1. 挨拶 理事 仲條 一哉

- ・前回の第 23 回の諮問委員会では大変有益なご意見を頂戴し、感謝。ジェトロ側の準備不足もあったところだが、前回のご意見を踏まえて検討事項を整理しながら、やり方について再考した。
- ・今後の課題については、次の4点。第一に、ジェトロの事業そのものが変化している中で、どの事業が環境社会に直接影響を与えるものなのかこれの洗い出し・確認をする。またこれを環境諮問委員会の委員にご検討いただくプロセスをしっかりと作っていくこと。
- ・第二に、いかにこの取り組みを情報発信していくか。エビデンスを用いた形で社会に問うことができるか。
- ・第三に、中期計画が、来年の 4 月から書き換わるにあたり、中期計画と環境が社会配慮ガイドラインの整合性を取る。これについて、本日、中期計画の担当管理職である企画部の田中より、後ほどご説明する。
- ・第四に、今回山田アジア経済研究所新領域研究センター長にも人権の関係で出席してもらっているが、こうした新たな視点や動向について委員の皆様の意見を盛り込んでいくこと。
- ・これら四つのポイントで、これから検討を進めていこうと考えている。前回会議時点では、ガイドラインの案を今回お示しする計画としていたが、様々なご意見を踏まえてより精緻な検討が必要と考え、スケジュールを変更した。
- ・今回ご提案したいのは、ガイドラインを改定するためのワーキンググループの設置。ここで個別の課題について検討していきたい。詳細については、後ほど、改めて事務局のほうからご提案する。本日も、皆様方の忌憚のないご意見、ご提案を頂戴できればと考えている。

2. 議題

(1) 「ビジネスと人権と環境社会配慮」

報告者: アジア経済研究所 新領域研究センター長 山田 美和

◆導入. 「ビジネスと人権」に関するグローバルトレンド

- ・本日「ビジネスと人権」に関する近年の動向についてお話をさせていただく。今回のガイドラインの改訂の中における一つの重要な考え方になってくると考えており、今回お話をさせていただく機会を大変ありがたく考えている。
- ・まず、「ビジネスと人権に関する指導原則」といったものが、一体どういうものなのか。2 番目に、指導原則がどのように各国の政策の中で今実行されてきているのか。3 番目に、日本政府、それから私たちジェトロ、日本企業の役割をお話させていただく。
- ・「ビジネスと人権に関する指導原則」そのものは、2011 年に、国連の人権理事会で採択されたもの。そこから様々な動きがあり、直近では、コロナ危機や権威主義政府の横行など世界的な情勢の中で労働者の権利や、人々の権利に関する侵害が起こっている中において、特にサプライチェーンにおける労働者の権利に注目が集まっている。
- ・直近では、2021 年 6 月 G7 のサミットのコミュニケの中で強制労働への言及があり、また、同年 10 月の G7 の貿易大臣会合の中でも附属文書(強制労働への声明)が作成された。

- ・欧州を中心として、企業に対して、人権デューデリジェンスの義務化を求める動きも加速している。
- ・ドイツが議長国を務めた今年 6 月の G7 では、コミュニケにて、人権デューデリジェンスに関する政策への言及がなされている。
- ・今年 9 月 14 日には、EU から強制労働による製品の上市を禁止する法案も提出されている。
- ・日本においては、2 年前の 2020 年 10 月に、政府が「ビジネスと人権に関する行動計画」を公表している。昨年には、金融庁、東証によるコーポレートガバナンスコードの改定があり、ここでは、持続可能性、人権尊重も明記されている。
- ・昨年、経産省の中にビジネス・人権政策調整室が設置され、大臣官房にビジネス・人権政策統括調整官というポストも設置された。一番直近の動きとしては、経産省主導による「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定されている。
- ・企業の人権尊重責任への期待が急速に高まっている、ビジネスと人権の取り組みが依拠する 3 つの文書は、指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、ILO の三者宣言である。

1. 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」とは何か

ガバナンス・ギャップ、国家の義務と企業の責任、救済へのアクセス

◆ビジネスと人権に関する国際的枠組みの主な動向

- ・「ビジネスと人権」に関する国際的な枠組みの動向としては、2011 年に指導原則ができていたが、その前後においても様々なフレームワークができていた。重要なのは、2011 年の指導原則が、OECD の多国籍企業行動指針や ILO の三者宣言等にも、その改定に影響を与えているということ。

◆ビジネスと人権に関する国連指導原則

- ・国境を超えた企業活動が人権侵害の問題が起こっているにも関わらず、それを直接的に扱うことができる拘束力をもった国際的な法的枠組みの設置については様々な意見の対立があった。それを乗り越え多くのステークホルダーとの協議を経て、指導原則という形でできたものが本原則。
- ・第 1 の柱は、人権を保護する国家の義務。そもそも人権を守るのは、国家の義務である。
- ・第 2 の柱として、国連の文書としては初めて、企業に対して人権を尊重する責任があることを明記したのが、この指導原則の大きな特徴。それが非常に大きな影響を与えている。
- ・第 3 の柱としては、企業がどんなに注意をしても、やはり何かが起こってしまう。そのときに、どういった救済へのアクセスを手当できるのか。国の裁判所、非司法的なやり方、企業の事業レベルの、グリーンバンスメカニズムと呼ばれるものなど、救済へのアクセスの窓口を確保することが求められている。
- ・指導原則が 2011 年にできる以前に、多国籍企業をどう規制するかという議論の攻防が、過去 30 年にわたって行われた。企業に対し直接拘束力を持った国際条約をつくるのか、グッドプラクティスを積み重ねていく自発的なものでやっていくのかという対立。その際に、当時コフィー・アナン事務総長から、特別代表として指名されたジョン・ラギー博士が、様々なステークホルダーとともに作成したのが指導原則。

- ジェトロのガイドラインの改定に当たって、第 1 の柱、人権を保護する国家の義務について、詳しくお話したい。第1の柱にいくつかの原則が記載されている。原則の1つ目として、まず、人権侵害から保護する国の義務、2つ目として、自国の企業が人権を尊重することへの期待を国として明確に表明することがある。3 つ目に、表明するだけでなく、企業が人権を尊重することを促進する政策を執行せよということが書かれている。
- 特にジェトロの関係で重要なのは、国とビジネスのつながりのところで、原則の 4 として、国有企業、CI 企業等、国との関係を持っている我々ジェトロのような機関の役割が記載されている。
- 指導原則 4「国家とビジネスの繋がり」では、公式、または非公式に国家につながる様々な機関(我々ジェトロのような機関)が、企業活動に支援とサービスを提供することがあり、これらの機関が受益企業の実際の、もしくは潜在的な人権への負の影響をはっきりと考慮していない場合、当該機関はそのような侵害を支援したということで、レピュテーションの面で、金銭的、政治的及び潜在的、または法的な意味で、自身をリスクにさらし、受入国が抱える人権問題をさらにこじらせる可能性がある。そのため、そういったリスクを前提に、人権デューデリジェンスというものを自分たち自身も奨励し求めていくべき、ということが書かれている。
- 第二の柱は、企業が求められている人権を尊重する責任。企業が人権尊重を盛り込んだ基本方針をつくるということ。また、その方針に従ってデューデリジェンスを行うということ。
- このデューデリジェンスは、大きく分けて四つの行動があるが、まずは、自社のサプライチェーン、バリューチェーンのマッピングをして、人権に対して負の影響を与えていないかを定期的に確認すること。次に、アセスメントの結果、それに対しどう行動するかという点を組織全体の方針に組み込んでいくということ。三つ目に、その行動を取った結果、どのような結果が得られたのかというパフォーマンスの追跡。四つ目に、外部へのコミュニケーション、ここが非常に重要になってくる。
- また、何か起こってしまった際の対応、プロセスを用意することが重要。人権と負の影響については、三つの関係性があり、ここは企業にとっても、我々ジェトロにとっても整理して考える必要がある。一つは、自社、我々自身が原因となってしまって起こす負の影響。二つ目は、自社、我々自身が原因ではないが、取引先等との関係性を通して、取引条件によって、負の影響を助長すること。例えば、急にリードタイムを短くして相手企業の労働者に負担を与えるなど。三つ目は、起因も助長もしていないが、サプライチェーン等々関係性をたどっていくと、負の影響に関係していること。紛争鉱物等はこれの典型的な例。
- 第 3 の柱は、救済のアクセス
- 指導原則に書かれている人権デューデリジェンスをどのように実施するかに関しては、OECD がガイダンスを出しており、日本語訳(アジア経済研究所協力)がある。ここでは、今申し上げたプロセスの説明がされている。

2. 指導原則はいかに実効性をもつのか

人権デューデリジェンスの促進と政策、NAP、スマートミックス

◆企業の人権尊重を促進する政策をどのように執行するか

- 指導原則が、各国の政策にどのような影響を与えているのか。これにナショナルアクションプラン

ラン(NAP)が関係してくる。指導原則だけでは、非常に抽象的であるため、各国の状況に応じどのように指導原則を実行していくかをまとめた政策文書が、ナショナルアクションプランと言われるもの。国連総会の中で、国連ビジネスと人権作業部会が策定を推奨し、2015年に、ドイツ(当時メルケル首相が議長を務めていた)がエルマウ・サミットにおいて、この指導原則を強く支持し、各国の行動計画、G7に対する行動計画の策定の努力をこのステートメントの中に盛り込んだ。

◆世界の行動計画策定の状況

- ・7年前当時のG7のコンセンサスとしては、自発的なデューデリジェンス計画や、またはガイドラインガイド等、民間企業に対して自発的な取り組みを活性させることであった。NAPは、欧州を中心に、初めに2013年にイギリス、2014年にオランダやデンマーク等々が続き、2016年にドイツ、オバマ政権のアメリカにおいても作成している。アジアにおいては、2019年にタイが最初、日本政府としては2020年秋に策定。
- ・NAPは、各国で様々だが、実際に企業にとってこの人権デューデリジェンス、人権尊重を促進できるように政策として運用されているのかどうかは、それぞれの精査が必要になってくる。

◆スマートミックスと政策の一貫性

- ・指導原則に書かれているのは、企業に人権尊重を求めることを目的とする法律を施行するという。また、会社法、企業の設立や事業活動を規律するその他の法律において、企業が人権尊重を強制するのではなく、できるようにするという。企業に対して実効的な指導を提供したり、情報提供を奨励したり、ときによっては、要求するということが書かれている。また、国内的な措置や国際的な措置、強制的な措置、自発的な措置、これらをバランスよく組み合わせるべき(スマートミックス)だということが書かれている。
- ・指導原則にもとづき経済、企業活動に関する政策等の中で、企業が人権尊重をできる環境、制度構築をいかに整えていくか、様々な個別の公共調達・補助金事業・貿易規制等様々な政策に通底する考え方になってきている。
- ・今注目を浴びているのが、企業に人権デューデリジェンスそのものを義務化するというもの。これは非常に分かりやすい政策の一つ。簡単に資料で表にまとめたが、これに関しては、ジェトロの調査部が詳しくまとめているためサイトを見ていただきたい。2015年のエルマウ・サミットの際、「自発的な」と言っていたが、自発的に任せていては難しい、公平な競争ということを見ると全ての企業が実施すべきなどの意見もあり、デューデリジェンスの義務化に関しては、政府のリードに加え、様々な投資家や消費者等々の要求というものも各国であるようだ。
- ・関連して、公共調達の中に人権尊重を組み込むようなやり方、例えばアメリカでやっている連邦政府における強制労働による製品・サービスの排除や、強制労働による製品の輸入を禁止などの貿易措置、また、企業に対して政府から様々な情報提供をするということも重要な政策になってきている。
- ・また、自国だけではなく、自国企業が人権尊重をするためには、取引先相手である貿易相手国政府の政策や、相手国政府の中における企業の取組が重要になってくるため、貿易協定の中において、または個別の取組等々、貿易相手国への働きかけというものも重要な政策に

なってきた。

3. 求められる日本政府、ジェトロ、日本企業の役割

J-NAP 策定

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」策定

事業主体として/企業への支援

SDGsへの貢献

◆日本政府「ビジネスと人権」に関する行動計画

・日本の NAP は、2020 年 10 月に発表された。日本企業が、国際的な人権を尊重して、指導原則のスタンダードを踏まえて、人権デューデリジェンスのプロセスを導入すること、そして、ステークホルダーとの対話を行うことを期待するという文言でとどまっている。さらに、日本企業が、効果的な苦情処理の仕組みを通じて問題解決を図ることを期待するというのが、2020 年の秋の段階では指導原則に基づく行動計画に書かれている。その中で、日本政府のすべきこととして、国内外のサプライチェーンにおける取組、指導原則に基づく人権デューデリジェンスの促進ということをやっている。

・日本企業として、ジェトロとして重要なのは、在外公館や政府関係機関の現地事務所等において、海外進出日本企業に対し、現地の関係機関との協力も視野に、行動の周知や人権デューデリジェンスの啓発を図っていくこと。その際に、女性や子どもをはじめとする社会的弱者を含むサプライチェーンにおける労働者の人権保護の課題に十分留意するということが明記されている。

◆G7 エルマウ・サミット首脳声明

・NAP 策定以降日本政府に特に目立った動きはなかったが、今年の秋の G7 の貿易大臣コミュニケの中で、ルールに基づいた多国籍貿易体制によって強制労働の余地はないということが記載された。グローバルサプライチェーンにおける強制労働に関して政府として取組を強化していくということが、G7 の中で合意をされたことは、日本にとって非常に大きな契機になったということは皆さんご承知の通り。その中で、G7 の附属文書として、貿易大臣声明の中で強制労働に関する文書ができた。この指導原則、ILO の中核的労働基準、OECD の多国籍企業行動指針に基づく人権デューデリジェンスの基準というものも書かれている。

◆G7 貿易大臣声明

・今年 G7 が一巡して、再びドイツが議長国となったエルマウ・サミットにおいて、首脳声明の中で、貿易サプライチェーンの項にこの指導原則が書かれており、自発的な、と言っていたものが、義務的な措置を通じたものを含む、という記載になり、7 年前とは状況が変わってきている。やはり義務化するということが大きなオプションになってきているということが読み取れる。

◆「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

・こうした動きを受け、日本政府は、経済産業省を中心に、「責任あるサプライチェーン等に関する人権尊重のためのガイドライン」を 9 月に策定。これに関する検討会では、私自身もメンバーを務めさせていただいたが、3 月に第 1 回目から 5 回検討会があった。経済産業省の事務局の中でドラフトをつくり、8 月にパブリックコメントにかけて、これを受けて、9 月 13 日に策定公表された。

- 本ガイドラインの構成は、指導原則に基づいており、企業に対して人権方針の声明、人権デューデリジェンス、救済という大きな三つの部分について解説している。日本政府として、日本企業に対して具体的な指針を示したという意義が非常に大きく、国の役割というものが明記されたというのが、日本にとっても、日本企業にとっても、社会にとっても非常に重要なことだと考えられる。
- ガイドラインには、以下記載されている。企業に関しては、トップのコミットメントが重要ということ。どんな企業でも負の影響を与える可能性があるということ。人権尊重の取組には、ステークホルダーとの対話が重要であるということ。人権侵害リスクの高い優先順位を踏まえて、順次対応していく必要があるということ。個社では、取り組むこと難しいため、各企業は協力をし、人権尊重に取り組むことが重要ということ。
- 企業としては、ガイドラインそのものに従うことが目的ではなく、ガイドラインを使って、いかに自社の活動が人権に与える負の影響を特定し、それを与えないための行動をしていくかということが重要。ガイドライン案に関しては、非常に多くのパブリックコメントが寄せられた。その全てが反映されたわけではないが、引き続きの検討事項とされているものもあり、日本においても、多くの個別の企業、経済団体、ステークホルダーからの人権尊重責任に対する期待、要望の表れの大きさを表しているのではないかと思われる。

◆人権尊重ガイドラインにおけるジェトロの明記

- 人権尊重ガイドラインの「はじめに」においてジェトロの明記がされている。日本政府が国連指導原則を踏まえて行動計画を策定し、様々な取組を進めているという文章の脚注5において、「経済産業省や、ジェトロは「ビジネスと人権」に関する特集ページをそれぞれ設けている」ことが明記されている。
- 「はじめに」ではそのほか次のような項目が明記されている。日本としては、特にアジア諸国とともにサプライチェーンを整備し、各国と強い経済的結びつきを有する国家として、現地の状況を考慮しつつ、企業による人権尊重の取組の普及、促進に向けて、リーダーシップを発揮していくことが期待されるということ。国家の義務として、積極的に果たしていく、本ガイドラインの策定をはじめ、企業により人権尊重の取組を促進すべく、周知・啓発活動の推進、情報の提供・助言等を行う、特に国家等の関与の下で、人権侵害が行われている場合には、日本政府に期待される役割を果たしていく、企業の取組を後押しする更なる方策についても検討を進めていくこと。
- また「4.2.2 紛争等の影響を受ける地域からの「責任ある撤退」においてもという項にもジェトロの記載がある。指導原則には、本項に関する直接的な記述はなく、国際スタンダードを踏まえた日本政府オリジナルの部分である。企業は紛争等の影響を受ける地域において、事業活動の停止や、資料判断する場合、通常の人権デューデリジェンスより、さらに強化したものが必要であって、その場合に慎重な判断が必要であり、この「責任ある撤退」の検討に関しては、日本政府や国際機関、ジェトロ等に情報提供や相談の機会を求めることが有用であるということが明記されている。
- 本項からも、ジェトロとして企業の人権デューデリジェンス、特に強化された人権デューデリジェンスの実施の支援というものが求められていると推測できる。紛争影響地域における「強化

された人権デューデリジェンスについては、詳細の説明を省略するが国連機関から「国連開発計画と国連ビジネスと人権作業部会による紛争影響地における人権デューデリジェンスガイド」というものが発表されている。

◆「海外進出日系企業実態調査」から見る日本企業の取り組み

- ・ジェトロ海外調査部では毎年「海外進出日系企業実態調査」を行っている。昨年度分だが、日本企業においても、人権尊重に取り組んでいる。これから取り組むという企業が多い。サプライチェーンの取引先から求められ、取組が重要、必要になってきているという状態。
- ・ただ、日本企業のオペレーション場所別に見ると、欧州等では、人権デューデリジェンスの義務化ということもあり、認識浸透しているものの、日本企業の進出数としては最多である東南アジアにおいては、取組に関する遅れが目立つというアンケートの結果になっている。

◆責任ある企業行動とビジネスと人権 アジア太平洋 国連フォーラム

- ・アジアにおいては、9月には、中谷元首相補佐官が、国際人権問題担当として、秋に行われた、韓国でのフォーラムに登壇をされて、このガイドラインの話をした。また、アジア太平洋地域における、国際社会の人権状況の改善に引き続き貢献するという、日本企業のデューデリジェンスを促進し、その日本企業の取組が、いかにアジア各国における社会経済の恩恵をもたらすかを語った。

◆アジアにおける責任あるサプライチェーンのリーダーとしての日本の役割

- ・アジアにおける責任あるサプライチェーンのリーダーとして、日本の役割は期待されているところが大きい。グローバルサプライチェーン、FDI(直接投資)における企業の人権尊重をいかに推進していくのかということが、政府としても重要になっている。

◆政策を実践し日本企業の支援をするジェトロの役割

- ・ジェトロとしては、政策を実践し、日本企業の支援をする役割を担っており、我々自身の支援の方法において、その方向性というものを明確に掲げることが必要になってきている。特に中小企業等に対しての情報提供も重要になっている。

◆貿易・投資促進事業における環境社会配慮の具体例提案(p.37-38)

- ・今ジェトロが取り組んでいる事業において、環境社会配慮の取組を強化できるのではないかとこのポイントを提案させていただいた。それぞれの事業において、横串を刺す形でこうした取組が可能ではという提案である。

◆ガイドライン改訂を好機として

- ・今回のガイドラインの改定というのは、タイミングとしても非常に重要。この9月に経産省が人権尊重のためのガイドラインを策定したことは、日本国内にも、国際的にも非常に知られているところ。そのタイミングにおいて、今、ジェトロが自らのガイドラインの改定をこのタイミングで着手するというのは、非常に着目されるべきであり、評価されるものであると考えられる。これ

を、ジェットロ自身のミッションを内外に知らせる好機として、改定プロセス自体も、多くのステークホルダーとエンゲージメントを重ねていければ、よりよくなると考えている。

- ・現行のガイドラインの中において、既に、企業の CSR 活動を支援するということが明記されている。今のガイドラインに、指導原則を盛り込んで、強化をする方向性で考えていければいいのではないかと考える。

発表に関する意見交換

(原科委員長)

- ・まさに最後に言っていたとおおり、いろんなことが動き出しているいいタイミングという気がしている。何か意見・質問があれば出していただきたい。

(高梨委員)

- ・2点お伺いしたい。現場で活躍されているジェットロの職員の方にとっては、必要不可欠な情報だと思うが、組織内での研修・啓蒙、職員の方への周知はどうなっているのかが一つ。また、DDの話があったが、大手企業は、恐らく自分たちである程度できると思われるところ、中小企業の場合は、どのようにDDをやるか。ジェットロは、どのような指導・支援を実施するか。この2点をお伺いしたい。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・1点目は、事務局から回答させていただく。職員に対して、環境社会配慮ガイドラインについて周知するため、2021年度からジェットロ全職員が受講するeラーニング研修において、9分ほど環境社会配慮に関する講座を設けている。英語版もあるため、現地職員の方も含めて、国内外事務所全職員が受けることになっている。

(山田アジア経済研究所新領域研究センター長)

- ・高梨委員からいただいた、二つ目の質問については、日本だけでなく世界各国で、中小企業に対する支援というものが重要だということは、どんな国際会議でも議論されているところ。中小企業に関しては、確かにリソース・資源が少ないという観点はあるが、むしろ中小企業のほうが、より地域に密着をしており、従業員との関係性が非常に近いということもある。また、トップのコミットメントで実施をする際、中小企業の機動力というものがあつたため、中小企業がデューデリジェンスを実行するに難しい側面もある一方、中小企業だからこそできる取組というのがあると考えます。

- ・デューデリジェンスというのは、まず、サプライチェーンのマッピング。一番重要なことは、自社における労働者との関係性、自社の従業員をどういった処遇にしているのか、を精査することであるが、これに関しては大企業か中小企業にかかわらず中小企業でも実施可能である。政府においても、中小企業庁を中心に、中小企業向けの講座・セミナー等々開いているところ。

- ・高梨委員のご指摘のとおり、では今後具体的にどういうふうにやっていくのかというのは、場所・オペレーション・セクターによっても違ってくるため、さらに取組を強化すべきと考えている。

(原科委員長)

- ・確かに中小企業の場合、現場に近いということは、情報が逆に把握しやすい点もあるかも

しれない。ただ、サポートがないと自信を持ってやれないということもある。ぜひそういった支援をお願いしたい。

(村山委員)

- ・日本政府が今年9月に策定・公表したというガイドラインには、全面的にサプライチェーンが入っているが、サプライチェーンというのは、どこまでが対象となるのか。全てというのは非常に難しいように思うが、その辺りをどのように考えておられるか。
- ・二点目として、最後に出てくる「人権と救済」につき、苦情処理メカニズムというものがあるということだが、最初にお話しのあった人権への負の影響との三つの関係性のタイプ判断、この辺りの関係性をどのように判断をするのか。企業そのものがやるのか。あるいは第三者のような仕組みがつけられて、そこで判断をするのか。実際実施しようとする、中立性の話も含め難しいように感じる。
- ・三点目に、ジェトロ支援企業には、海外に出ていくものも、入ってくるものもあると思う。そのような中で、支援した企業が、人権問題を抱えた場合、ジェトロの立場はなかなか難しいところがあるのではと考える。企業が人権の問題を抱えた場合、場合によってはそれを支援したジェトロにも、何らかの責任・役割が、相談・支援以上に求められるような場面もあると感じるが、その辺りの仕分・考え方はこれまで議論されたのか。

(山田アジア経済研究所新領域研究センター長)

- ・一点目の、サプライチェーンを一体どこまで見ていくのかについて。指導原則そのものにおいては、サプライチェーン、ひいてはバリューチェーンの全てということが原則。例えば、その企業にとって、本当に人権に対する侵害リスクが高いのが、一次サプライヤーなのか、二次サプライヤーなのか、その企業によって違うため、指導原則そのものは抽象的な書き方ではあるものの、サプライヤーをどこまで、とは記載しておらず、日本政府による経済産業省のガイドラインにおいても、そういった書き方はしていない。自分たちのサプライチェーンを見たときに、どこで人権侵害のリスクが高いのかということ、見極めていくという作業が非常に重要になり、そこで優先度をつけていくということだと考える。どこのサプライチェーンまでやればよいという書き方は、指導原則自体はしていない。
- ・ただ、例えば、ドイツで昨年できたサプライチェーン法によると、ダイレクト（直接）サプライヤーという定義をしており、自社及びダイレクトサプライヤーに関しては、この人権デューデリジェンスをしなければならいと定めている。ダイレクトサプライヤーより先のインダイレクト（間接）サプライヤーに関しては、何かが起こったときに、対応する、として別の定義をつくっている。法律に具体的に落とし込んだときに、監督官庁としてできることを明確にする上で、定義やこういった線切りが必要だということも理解できる。一方で、EUで現在議論されている法案において別の定義が出されたことに関し、今、非常に批判も出て、議論になっている状況もある。先生がおっしゃったように、サプライチェーンというものを、どこまで区切れるのか、指導原則がうたうように、リスクが高いところに、きちんとアドレスできるように、どのように政策として、法律として落とし込んでいくのかというのは、大きな議論になっている。
- ・二点目について。人権への負の影響という、三つの関係性がある中で、「自らがCause（原因）になっている場合」に関しては、もちろん自身で救済のアクセス、対応しなければな

らない。「自分たちが直接のCauseではないが、負の影響にContributeした場合」においては、その相手先に対する影響力を、自社が持っていると考えられるため、苦情等に対して負の影響をできるだけ減らすような、そういった影響力を行使するということが必要になってくる。悩ましいのは、「関係はしているのが、起因も助長もしていない」ことに関して、では放っておいていいのかということ、カカオ生産における児童労働の話や、紛争鉱物の話にも言えることだが、こういったときこそ、セクターにおけるマルチの取組というものが必要になってくると言われている。

・グリーバンスメカニズムに関しては、本来は、政府が裁判所や司法型の制度をきちんと整備するということが、一義的に国の義務としてある。ここで言われているのは、企業に対しても、そうしたものを受け付けられる窓口を設けるということ。その窓口の原則としては、11ページのスライドに記載の通り (A) から (h) までの条件を整えたメカニズムをつくってほしいということが言われている。先生がご指摘のように、これは個社で作るのは難しいので、これを個社でなく、例えば、第三者であるところのNGOとの提携によって、ホットライン等を設ける、幾つかの業界の方々が集まって、受付の窓口をつくるというような動きもある。

・三つ目にジェトロの責任。これはまさにこれから議論していかなければならないところ。そういったことを踏まえて、ガイドラインの改定ということになるのだと考える。ジェトロ自体の事業と、支援した先の企業による負の影響というところは、区別しなければならない。指導原則4の解説で書いている通り、自分たちが支援をする企業に対しては、こういった事業をやっていくと、こういう可能性があるかもしれない、人権デューデリジェンスというものをやるのが必要だということ最低限知らしめるということが、まず重要になってくると考える。ジェトロとしても企業に対して、企業自体が侵してしまう人権侵害のリスクというのがあるということをしきちんと知らせることが、ジェトロとしては一番重要な責任になってくると考える。

(原科委員長)

・質問を踏まえて重要な点が明らかになってきた。ジェトロの役割、重要性が増してくるようになってきた。きちんと情報提供・支援していかないと、各企業の行動が、こういった方向になかなか行かない。大変重要な役割が生まれてきたように思う。

(2) テーマ「ジェトロ第6期中期計画の検討状況」

報告者:ジェトロ企画部 主幹 田中 一誠

- ・配布資料「独立行政法人日本貿易振興機構の第5期中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて」に沿って、次期中期における4つの事業柱について説明する。
- ・この資料は経済産業省が作成したもので、次の中期で、ジェトロにどのようなミッションを与えるのか、どういう事業を行っていくのかといったような方向性が示されている。
- ◆資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化
- ・グローバル化、日本の国際競争力向上、日本と海外の連携促進、エコシステムの接続、高度外国人材などがキーワード。
- ・対日直接投資の推進、スタートアップの海外展開支援、起業家の育成、協業連携の促進などが

具体的な事業。協業連携では、グリーンやデジタルなどが重点分野。高度外国人材の活躍促進では、これまで実施してきた国内の留学生を対象にしたジョブフェアなどに加え、海外で現地の日系進出企業と現地人材を結びつける取組も新たに実施する。

◆農林水産物・食品の世界市場展開の促進

・今期に引き続き、GFP や地方自治体等と連携して輸出の裾野拡大を図る。具体的には産地事業者への助言、地域商社とのマッチングなど。

※GFP とは Global Farmers Fishermen Foresters Food Manufacturers Project の略で、輸出に意欲的な生産者、事業者をコミュニティ化し、産地の形成支援、情報提供、企業とのマッチングを行う農水省のプロジェクト。

・認定輸出促進団体と連携を図る。展示会の際の助言やバイヤー紹介、パビリオンの広報などの支援を行う。

※認定輸出促進団体とは輸出促進法に基づき、農水省が認定する団体のこと。現在は、菓子、木材、真珠、酒、お米・米関連食品、花卉、青果物の7団体。

・在外公館、海外ジェトロ事務所を主な構成員とした「輸出支援プラットフォーム」を立ち上げ、現地の市場動向や課題の調査、規制情報の収集、現地主導で日本食の普及を促すイベントなどを行っていく。「輸出支援プラットフォーム」は 2023 年度までにアメリカ、欧州、タイなど 8 か国で立ち上げ、順次、重点都市に設置していく予定(農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略)。

◆中堅・中小企業などの海外展開支援

・デジタルを活用することで、海外展開のハードルを下げ、誰もが容易に海外ビジネスに取り組めるようする。例えば会期や物理的スペースの制限がないオンライン商談を通じてより多くの企業にサービスを提供できるようにするなど。

・海外市場で勝てる企業を徹底的に育成する。例えば支援企業のデータを一元管理して、データに基づいて、その企業が必要な支援ツールを提供、開発していくような取組をしていく。

・海外にこちらから売り込むだけでなく、現地の市場やバイヤーの意向に合致する日本の事業者を全国から探し出し、オンライン商談につなげていくといったマーケットインの発想への転換。

・他機関との連携とか、中小企業の人材育成などは来期も継続。

◆企業の国際展開・通商政策における共通課題への対応

・4)は調査部門、アジア経済研究所、貿易投資相談、相手国との関係強化等のジェトロの基盤的業務にあたる。

・「グリーン」、「人権」、「経済安全保障」といった、必要な対策を怠るとサプライチェーンから排除されるリスクをはらむような課題について情報収集し、日本企業が、こうした世界の潮流に乗り遅れないように、収集した情報を基に普及啓発を図っていく。

・海外の現地事務所が中核となって、相手国側と連携し、現地のニーズの把握や社会課題の解決に向けた活動を日本企業の参画を促しながら展開していく。(二国間・多国間事業、新興国・途上国のニーズを踏まえた事業)

・これによって新たなビジネス領域を掘り起こす。また、日本の国際社会における役割を果たしていく。

・価値観が大きく変わる今の社会であるからこそ、確固たる研究に裏付けられた責任ある言動が求められ、途上国研究を行うアジ研の存在が大事になってくる。学術的なアプローチから日本の対

外経済政策の推進に寄与していく。

- ・経済産業省から示されている事業の方向性としては以上。実際に中期計画の執筆に入るのは、年明けから2月末までを予定している。

質疑応答

(高梨委員)

- ・中期の事業内容をガイドラインにどのように落とし込むかが課題だが、話を聞いたところ、既存の活動(貿易投資の促進、現場での企業支援など)を深堀するということで、大きな枠組みはそれほど変わらないと理解した。
- ・また、日本企業が課題になるようなサプライチェーンをいかに担保して、そこに乗り遅れないようにすると同時に、ITを活用した事業などをより多く支援していくということだが、具体的な事業例は出てこなかったの、これを読み込んで(ガイドラインを作るのは)なかなか(難しい)。ガイドラインはそんな感じでよいのだろうか。

(田中企画部主幹)

- ・貿易投資振興をするということで大きくは変わらない。
- ・ただし国際社会が変わってきており新しい共通価値への関心が高まってきているので、我々もそこを意識していかないと市場からはじき出されるという危機感がある。次期中期計画にはその辺が紐づけされることとなると思う。
- ・現地でニーズのあるもの、例えば環境配慮型の製品が売れているということであれば、それに対応していかなければならない。つまり、国際的な潮流というのを出発点に、企業支援を行っていくということだと考えている。

(原科委員長)

- ・それだと少し受け身な印象を受けた。ジェトロとしてアジアをリードしていくなら、もっと新しい規範を示したほうが良いと思う。むしろ、アジアでまっとうな商い、経営を推進していくといった姿勢で書いたほうが良いのではないか。
- ・4)で企業の国際展開、通商政策による共通課題の対応、新たな社会的価値への対応強化と書いてある。ジェトロにおいて環境社会配慮というのは10数年の実績があるのだから、受け身ではなく日本が世界、欧州、アメリカ、アジア圏でリーダーシップをとっていくというイメージでおこなってほしい。

(柳委員)

- ・例えばオーストラリアの水素プロジェクトなどに、日系企業が連携したりする際に、サプライチェーンをどうするかなどのいろいろな問題も出てくるかと思うが、ジェトロとしては連携する日系企業をどのように支援していくのかを教えてください。

(田中企画部主幹)

- ・例えば、オーストラリアや米国などでは、現地の日系企業と地元の政府とのネットワークをつなげる活動をやっている。先ほど説明した4)の事業にあたる。
- ・一口に水素と言っても、それぞれの国が目指している水素全体のサプライチェーンの在り方が違うため、海外ベース発で、地元の政府のニーズに基づいて、二国間のプロジェクトをつくっていく。そのうえで、日本企業に参画してもらえそうな枠組みを作っていくことだと思う。

(塩田委員)

- ・4)の6 ページ目に、各層各界のニーズに応えた質の高い研究と書かれているが、どのような研究が、質の高い研究と考えているのか。
- ・例えば鉄道の車両を太陽光パネルで作る、走るたびにエネルギーが蓄積されるといった現状のものにプラスアルファを付加した研究を意図しているのか。あるいはいわゆる未踏技術の開発といったことも意図しているのか。
- ・だとしたら、経済産業省が管轄している業界の中で、世界各国と比べたときに、日本が先リードしている技術があるか。また、その技術は、常に環境社会配慮をベースにして展開しているか。一応頭の中にそういうイメージを入れておいて、文章化すると、分かりやすいと思う。

(田中企画部主幹)

- ・6 ページ目の4)はアジ研について書かれているので、技術研究というよりは、アジ研の相手国との関係や経済についてなどの研究を指しており、各層各界とは日本の或いは諸外国の政府や学術界等を想定していると思われる。
- ・先端技術に関して、我々は研究機関を持っていないので、我々のアプローチとしては、対日投資や協業連携、スタートアップ支援などビジネスの現場のほうで、イノベーションを興すような技術にアクセスしていくという形になる。

(木村総務部長)

- ・今説明したものは業務の見直しの大枠の方向性のため、一個一個の事業がイメージしづらいかと思う。
- ・大きな問題になってくるのは、私たちの関わる事業の中で、環境に負荷をかける可能性がある事業があるかどうかである。
- ・以前やっていた案件形成、FS みたいなものはなくなったが、今はサプライチェーンの多元化、強靱化を支援する事業や、日本企業が海外でインフラ市場へ出ていく支援などもしている。
- ・個別の事業内容を見ていただいたほうが良いと思われるので、ワーキンググループを作り、そこでそれぞれの事業の中身について委員の方たちから助言をいただき、ガイドラインに反映したいと考えている。

(高梨委員)

- ・我々現場からすると、途上国ではインフラ整備についても、従来の ODA 一本化ではなく民間も支出するような官民連携が増えている。そういう面では、インフラ整備についても、民間投資はこれから重要な役割を果たすようになると思う。貿易投資促進を進めていけばいくほど、現地でのしっかりとしたサプライチェーンを確保するためには、ジェトロも応援していかなければいけないというニーズが出てくるだろうと思う。
- ・ただ本日の経産省の次期中期目標の中ではほとんど触れられていないが、その辺に関してはどう考えているか。

(高野ビジネス展開・人材支援部主幹)

- ・ビジネス展開・人材支援課では、先ほど木村部長から説明のあったインフラ支援事業を所管している。
- ・コロナで案件が大分変っていたが、ここにきて少しずつ動き出し、企業の現地への売り込みの費用を一部負担するようなサポートをしている。

- ・現在あまり大きな案件はないが、環境、リサイクル関係、省エネ関係、廃棄物処理などの分野において、日本企業の海外展開を支援している。
- ・サプライチェーンを補完するようなインフラ分野に関する案件は、今のところあまりない状況だが、今後、ニーズも出てくるとされる。ジェットロ以外の、JICAをはじめ、いろいろな関係機関のサポートもあると思うので、その中で、ジェットロがどのような役割を果たしていくかということは、今後考える必要があると思う。

(原科委員長)

- ・その件に関しては、今後ワーキンググループがスタートできたら、具体的なデータを紹介してもらって検討していただきたいと思う。責任投資原則も適用されるため、大変大事だと思う。

(3) 第23回諮問委員会における意見を踏まえた検討課題

報告書: ジェトロ環境社会配慮審査役 内場 茂之

- ・それでは私の方から「第23回環境社会配慮諮問委員会における意見を踏まえた検討課題」について説明させていただく。
- ・前日も委員の皆様より頂いた意見について、事務局で内容を確認しましたところ、大きく5つの検討課題があると思う。
- ・まず一つ目は、「現在ジェットロが実施する事業の中で直接環境に影響を与える可能性のある事業を洗い出し、確認する必要がある」ということ。委員の皆様から、次の事項について指摘があった。
- ・(小島委員より) ジェトロの事業が、当該国にどれくらい負の影響を与えているか、それを削減するためにどれくらいのコストをかけるべきかを確認した上で新しいガイドラインの方向性を決めるべき。
- ・(田辺委員より) 各事業をどのようにリスクアセスするか、また各事業の課題が深められると良い。またリスクが生じた際のプロセスも書き込めれば良いと思うので検討してほしい。
- ・(村山委員より) 現在のジェットロ本体の活動について現在のガイドラインではあまり触れていないので、その点をどのようにするのか検討が必要。第2部をどう書くか検討が必要。今のガイドラインの内容でも十分に対応できているのかもしれないが、事業の展開の仕方に応じた書き方があるのではないかと思う。
- ・(原科委員長より) 案件形成事業はやっていないため、むしろ個別のジェットロ事業は、自主アセスメントみたいな発想かもしれない。
- ・これらの意見を踏まえ、事務局では現在のジェットロ事業をカテゴリ分類した上で、各カテゴリのリスクに応じた対応策を検討する。また環境社会配慮に貢献する事業についてもカテゴリを設けることについても検討できればと考える。
- ・二つ目は、「ジェットロの取り組みについてエビデンスを用いて情報発信する必要がある」ということ。委員の方々から、次の事項について指摘があった。
- ・(源氏田委員より) 環境にやさしいことをやっていますというだけでなく、本当にそうなのか出来る限り数値で示していくことがガイドラインに盛り込めればよい。
- ・(原科委員長より) 具体的なもので表現されると分かり易い。定量的でなくてもよいが、エビデンスはあった方がよい。一つは事業実施主体としての在り方、二つ目は国内外の企業を支援する側として、この2つの領域について書き込んでいく。事業主体としてのジェットロ、支援する側としての

ジェトロ、仕分けして記載する。

- ・自主的にチェックして情報提供していく。コストは格段に下がるが、しっかり情報提供していく。そういう意味では、統合報告書で情報提供するようなアプローチもあるかもしれない。
 - ・これらの意見を踏まえ、ジェトロの環境社会配慮の取り組みについて報告書などで情報発信できるか検討できればと考える。
-
- ・三つ目は、「新しいガイドラインと第6期中期計画の内容と整合性をとる必要がある」ということ。委員の方々から、次の事項について指摘があった。
 - ・(柳委員、高梨委員より) 現在、第6期中期計画の検討が進められているが、第6期中期計画情報を出したうえで議論して固めていく必要がある。
 - ・(原科委員長より) 環境社会配慮ガイドラインを改定する側から、第6期中期計画策定に向けてサジェスジョンするようなことを考えても良い。
 - ・これらの意見を踏まえ、第6期中期計画の事業についてガイドラインに書き込む、また、第6期中期計画にも環境社会に配慮について記載する方向で調整する。
-
- ・四つ目は、「環境社会配慮を巡る新たな動向を盛り込む必要がある」ということ。委員の方々から、次の事項について指摘があった。
 - ・(原科委員長より) SDGsについてはガイドライン前半に書き込む。
 - ・(高梨委員より) 環境社会配慮を巡る環境が変化しているので国際会議の動向、新しい動向を盛り込み最新のものとしてほしい。
 - ・(源氏田委員より) ガイドラインができて時間が経っており環境が変化しているので、SDGs、パリ協定やカーボンニュートラルは入れてほしい。
 - ・(原科委員長より) 「温暖化」については「気候変動」に修正、まあ「生態系及び生物相」は、「生物多様性」に修正する。言葉を置き換え、労働環境も含める。
 - ・(村山委員、高梨委員、源氏田委員より) 人権についてアップデートは必要、強制労働問題もあるので労働環境は入れてほしい。
 - ・(山田センター長より) 別紙1に盛り込むべき内容としては、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」がある。企業が社会にプラスの貢献をするためのベースラインとして人権を尊重する、負の影響を与えないということがベースラインになっている。企業はどこかでプラスの貢献をしても人権を侵害していたらそれは貢献にはならない、そういうベースラインを位置づけるように、ガイドラインを作っていければ望ましいと考える。
 - ・(原科委員長より) これらの意見を踏まえ、ビジネスと人権について強化する方向でしっかり書き込んでほしい。
 - ・これらの意見を踏まえ、各委員の意見についてガイドラインに盛り込み、ビジネスと人権についても現行のガイドラインの記載内容の見直しが必要。
-
- ・五つ目は、「第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮」は残しておく必要があるということ。委員の方々から、次の事項について指摘があった。
 - ・(高梨委員より) ジェトロでは案件形成調査は実施していないが、将来経産省より受託を受ける可

能性があるので残したいとの意見があったから残していると理解している。そうであれば、ジェットロの意向を踏まえ、現状のバージョンをJICAの新ガイドラインに合わせて微修正し、残すことで良いと思う。

- ・(村山委員より) 第Ⅲ部は残すことで良いと思う。残すのであればアップデートは必要であり、きちんと見ていかないといけない。
- ・(原科委員長) 第Ⅲ部については、将来また起こりえるので、汎用性のある一般的な名称が良いと思う。
- ・これらの意見を踏まえ、第Ⅲ部は、将来、類似の案件形成調査があった際に活用できるよう、汎用性を持たせる記載内容とし残しておくこととする。

意見交換

- ・(田辺委員) 概ね良いと思う。二点目について、環境社会配慮の観点からは、情報公開をどうするべきか考えるべき。報告書で出すのが良いか、ホームページでオンゴーイングのものを発信するか、ジェットロの広報戦略としてどう関わってくるのか、あるいは情報発信をどう考えるのか、環境社会配慮の中で何を公開する必要があるのか、まずはこの点を中心に考える必要がある。
- ・(内場環境社会配慮審査役) ジェットロの取り組みの中で、環境に負の影響があるものを洗い出すと共に、また、逆に、環境に貢献している事業もあるので、これらについてもどのように発信していくのか検討したい。
- ・(原科委員長) 一点目、二点目について、情報公開も関連しているの、この点についても、前向きに検討していただきたい。情報公開についても追加をお願いしたい。
- ・(源氏田委員) 二点目について、自分の意見を踏まえていただき御礼申し上げる。定性的な表現しかできないものもあるが、出来る限り定量化していただくとデータとして評価できる。報告書については、統合報告書もあるが、SDGsを含めるのであれば、サステナビリティ報告書という選択肢もあるのでWGで検討してほしい。
- ・(内場環境社会配慮審査役) ご指摘踏まえ、どのように定量的にできるかWGで検討したい。また統合報告書ではなく、サステナビリティ報告書の可能性についても併せて検討する。
- ・(原科委員長) 統合報告書も内容的にはサステナビリティ報告書のため、表紙に名前を入れるかどうかである。
- ・(小島委員) 一点目の提案について、JICAの助言委員会の委員もおられる中でこのようなことを申し上げるのは心苦しいが、カテゴリ分類をすると組織内で議論が巻き起こることがある。ジェットロの中でどの部署がカテゴリ分類するのか考える必要がある。JICAではもともと企画部が環境社会配慮を所管しており、そこから派生して審査部が所管している。審査部には機能が2つあり、一つ目は相手方の信用力の審査を行う機能と、2つ目は環境社会配慮の機能である。両者の視点から、必要であれば案件を止める役割をもって対応している。ジェットロにおいてもどこの部署で判断するか重要であり、情報公開についてもそこが判断したものを外に出すことになる。また、環境社会配慮に影響ある場合において、特に提案企業に何かを課す場合には、その負担もあるので慎重な判断が必要になる。JICAでは、助言委員会のレベルではなくとも、組織内で個別案件についての

いろんな議論があり、日々申し上げたような業務に追われている。

- ・(原科委員長)この点は、しっかり検討をお願いしたい。但し、JICAとは事業内容は異なっており、単純に比較はできない。例えば、JETRO事業には融資などはないため、ジェトロの場合は殆どが「C」でしょう。時々、「B」が出る程度と思われる。
- ・(高梨委員)現在のジェトロ事業には、プレFSはないとの理解で諮問委員会が開催されていない。これから最先端の事業を実施する場合には、職員には環境社会配慮の取り組みが求められる。組織内でのチェック&バランスが必要となる。ジェトロ内で、世界の動向を見たり、職員への啓発を行うなどどこかが、組織全体を横断的みていく必要がある。
- ・(原科委員長)重要な指摘である。第6期中期計画においては、組織についても書き込むなど検討してほしい。
- ・(木村総務部長)いま次期中期計画における組織の話もしているのご意見は参考にさせていただきたい。ガイドラインが改定されてから、諮問委員会が開催されてこなかったことについては、少し反省する面はある。一方、サプライチェーン事業、インフラ基金事業については、ガイドラインを活用しており、サプライチェーンは一定の宣誓をさせる、インフラ支援事業はそれに準じた手続きをするなど、ガイドラインがないものとしている訳ではなく、環境に負の影響がないか確認することを担当ベースの業務フローにビルトインして進めていることを付け加えさせていただく。
- ・(内場環境社会配慮審査役)補足させていただくと、ご指摘の課題はあると思っている。そのため今回の改訂プロセスにおいて検討できればと考えており、もっとしっかり検討した方が良いと考えWG設置を提案させていただいている。WGにおいて、ご指摘の点についてしっかり検討したい。
- ・(原科委員長)ジェトロの公共的な役割は重要である。ガイドラインは、最初は2008年にスタートして、2014年7月に1度改定された。改定の際は、2013年1月から12月まで検討した。2014年は省庁再編の時期であり、ガイドライン改定によりジェトロの公共性が明確になった。今回、再度改訂することで、将来良い方向に行くプラス面があると思う。

(4) ガイドライン改定WGの設置提案について

報告書:ジェトロ環境社会配慮審査役 内場 茂之

- ・先ほど説明させていただいた検討課題について、事務局としてはしっかりと検討するため、委員の皆様で構成されるワーキンググループを設置できればと考えている。
- ・ガイドラインは年度内に策定し、来年度2023年4月から開始したいと考えており、事務的な手続きなどもあるため、2月中旬までには案を作る必要がある。
- ・今月末より2月中旬頃までに3回～5回程度開催することを考えており、具体的な議論をするため、人数は多くて5名程度と考えている。
- ・事務局から私や作本専門家も参加し、可能な限りサポートさせていただきたい。
- ・もし宜しければ、本日、委員のメンバー及び第1回の会合の日程案も決めたいと考えている。どなたかご協力可能か。
- ・それでは、村山委員、柳委員、高梨委員、田辺委員、源氏田委員にお願いする。WGメンバーの方は初回WG日程の打ち合わせをしたいので、このまま会場に残っていただければ幸い。

- (原科委員長)宜しいでしょうか。WGにご協力いただき委員の皆様、有難うございます。個別課題について、議論を深め、ガイドライン案の策定をお願いします。改定案ができれば、諮問委員会において議論できればと思います。これで本日の議については終了とします。それでは、進行のジェトロ木村部長にお返しします。
- (木村総務部長)皆さま、本日も多くのご意見をいただきましてありがとうございました。今後は、「ガイドライン改訂WG」において個別課題を検討いただき、2月中旬を目途にガイドライン改訂案を策定し、2月下旬頃に諮問委員会を開催できればと考えている。引き続き、委員の皆様のご協力宜しくお願いします。事務局より何か補足説明はありますでしょうか。
- (内場環境社会配慮審査役)次回の諮問委員会の日程について、改めて委員の皆様のご都合などを踏まえ改めてご連絡させていただきます。私からは以上です。
- (木村総務部長)皆さま、これにて閉会します。改めまして本日はご参加いただきましたことお礼申し上げます。また次回の委員会につきましても、どうぞ宜しくお願い申し上げます。ありがとうございました。

以上